

利用者の皆様へ

当事業者の介護保険の取り扱いは、次のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および**介護予防居宅療養管理指導**

2. 営業日及び営業時間

月火水金曜日	9時～18時
木曜日	9時～17時
土曜日	9時～12時
日曜日・祝祭日	休業

※ 緊急時は上記の時間に限りません。

3. 利用料金

在宅で療養されている1割負担の方	1回につき 518円
老人ホームなどの1割負担の方	1回につき 379円等

※特別な薬剤管理の必要な方は、100円追加となります。

※公費により一部負担金が助成される事があります。

※特別医療を必要とする場合、例外として月8回となる場合があります

神奈川県知事指定介護保険事業所 **桜道薬局**

なお、介護認定を受けられていない方は、医療保険で次のとおり取り扱いをいたします。

訪問薬剤管理指導について

在宅で療養されている方	1回につき 650円
老人ホームなどで療養されている方	1回につき 300円

指定事業者名

指定居宅療養管理指導事業所 桜道薬局

- 指定事業所番号 1442481554
- 事業所所在地 神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘 7-11
- 電話番号 0467-84-6444

運 営 方 針

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示にもとづいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
- (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

従 事 者 薬剤師 森川厚子

営業日及び営業時間 月火水金曜日 9時～18時、木曜日 9時～17時
土曜日 9時～12時、

利 用 料

- (1) 介護保険報酬に応じた利用者負担額（1割～3割）をいただきます。
但し公費により負担が変わる事があります。
- (2) 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただきます。

苦 情 処 理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談の上慎重に対処いたします。